

平成28年6月30日
公正取引委員会

1 重点分野に関する取組

(1) 随意契約における競争性の更なる向上

随意契約について競争性を更に向上させるため、より多くの事業者から見積書を徴し、可能な限り過去に見積りを徴していなかった者からも見積書を徴することにより、印刷製本の請負の同種案件については、平成26年度と比べて、約38万円の削減効果が認められた。

(2) 特命随意契約における適正な価格での調達

財・サービスの特性によって特命随意契約とならざるを得ないものについては、可能な場合は、条件、価格等に関する交渉を実施すること等としたことにより、外国競争政策情報提供サービスについては、当初見積価格が引き下げられ、平成26年度と比べて1,815,000円の削減効果が認められた。

2 継続的な取組等

(1) 調達手続、契約内容等の審査及び検証

ア 随意契約の事前審査の実施

平成28年3月3日に随意契約審査委員会を開催し、競争性のない随意契約4件について必要性の観点から検証を行い、いずれも必要性を確認した上で調達を行った。

イ 契約の事後検証の実施

公正取引委員会契約監視委員会において外部有識者の検証を実施し、予定価格の設定に関する指摘事項の改善を図った以降、低入札価格調査の対象となる案件は発生していない。

(2) 一者応札の解消に向けた取組

一者入札となった6件について、入札説明書を受け取りに来たが入札に参加しなかった者に対し、入札に参加しなかった理由等を確認し、短納期が理由と認められた年間単価契約案件について納期を延長したところ、当該案件の次回入札において一者応札は解消された。

(3) 汎用的な物品・役務における共同調達等

共同調達について、本局では、平成26年度までに実施した14品目を継続して実施し、当該14品目の一つである「事務用品（消耗品）」の品目数を増やした。

地方出先機関2か所においては、それぞれ新たに1品目ずつ共同調達を開始し、調達金額の削減効果が認められた。

3 その他の取組

(1) 調達事務に係る研修、検討会等の実施

新規採用者及び地方出先機関を含む調達事務を担当する職員に対し、適正調達の意識向上を図るための研修を実施した。

(2) 他府省庁等の優良改善事例の研究

他府省庁等において実施された効果的な調達改善取組事例を研究し、見積内容の精査について、公正取引委員会における調達改善の参考とした。

以上

平成27年度公正取引委員会調達改善計画の年度末自己評価結果

(対象期間:平成27年4月1日～平成28年3月31日)

平成28年6月30日
公正取引委員会

調達改善計画で記載した事項	実施した取組内容		取組の効果	実施において明らかとなった課題等		今後の対応
	平成27年度に開始した取組			目標の進捗状況(※)		
<p>1 重点的に調達改善に取り組む分野</p> <p>(1) 随意契約における競争性の更なる向上 随意契約については、競争性を更に向上させるため、競争参加者の増加を図り、より多くの事業者から見積書を徴する。 特に、過去に同種の調達があるものについては、競争参加者の幅を広めるため、可能な限り、当該調達において過去に見積りを徴していなかった者からも見積書を徴する。 また、調達の目的、財・サービスの特性等によって条件を付して調達するものについて、当該条件の必要性等を十分に検討し、競争性の向上を重視すべき点があれば、調達条件を緩和する。</p>	○	<p>【本局】 随意契約の見積り合わせについて、見積書の徴取は、これまで2者以上で可としていたところ、原則として3者以上とした。 特に、印刷製本の請負については、毎年一定の調達(競争入札の方法によるものを含む。)があるところ、過去に見積り合わせに参加したことがなかった者からも見積書を徴取したほか、見積り依頼を幅広く行った。</p>	<p>【本局】 印刷製本の請負については、見積りを徴した事業者数は、平成26年度は平均3.5者であったところ、平成27年度はほとんど全てにおいて5者以上となった。その結果、例えば「年次報告」の印刷製本費について、平成26年度の調達金額と単純比較したところ、約38万円の削減効果が認められた。</p>	A	—	<p>【本局】 今後も取組を継続する。</p>
<p>(2) 特命随意契約における適正な価格での調達 財・サービスの特性によって供給者が特定一者であるために特命随意契約とならざるを得ないものについては、より適正な価格での調達となるよう見積内容を精査するなどし、可能な場合は、条件、価格等に関する交渉を実施する。 また、供給者が特定一者である調達については、政策遂行の目的に照らして、他の財・サービスによる代替の可能性等を十分に検討する。</p>	○	<p>【本局】 供給者が特定一者となる調達について、次の取組を実施した。 ・ 情報提供サービスについて、見積内容を精査するとともに、複数回にわたり、条件、価格等に関する交渉を実施した。 ・ 海外競争政策情報提供サービスについて、代替可能性等を検討した上、複数回にわたり、条件、価格等に関する交渉を実施した。 ・ 執務室内の清掃業務については、回数を見直しを行うとともに、条件、価格等に関する交渉を複数回行った。</p>	<p>【本局】 ・ 情報提供サービスについては、基本料金がID数に応じて加算されるものであるところ、当該交渉の結果、基本料金の増額なしでID数の追加付与を受けたことから、約70万円の削減効果が認められた。 ・ 海外競争政策情報提供サービスについては、平成27年2月開催の随意契約審査委員会における審査結果を踏まえた当該交渉の結果、当初見積価格50,000ドルから最終見積価格は33,500ドルまで引き下げられたことから、1,815,000円の削減効果が認められた。 ・ 執務室内の清掃業務については、回数を削減したほか、当該交渉の結果、各業務において単価が引き下げられたことから、平成26年度との単純比較において、約15万円の削減効果が認められた。</p>	A	<p>【本局】 左記のように取組の効果が認められたものがある一方、価格交渉の手法が確立されていないことなどから、取組が見積内容を精査するなどに留まるものもあった。</p>	<p>【本局】 今後も取組を継続する。</p>

調達改善計画で記載した事項	実施した取組内容		取組の効果	実施において明らかとなった課題等		今後の対応
	平成27年度に開始した取組			目標の進捗状況(※)		
<p>2 継続的な取組等</p> <p>(1) 調達手続、契約内容等の審査及び検証 ア 随意契約の事前審査の実施</p> <p>競争性のない随意契約については、引き続き、公正取引委員会に設置している随意契約審査委員会において、契約の適否等について事前の審査を実施する。</p>		<p>【本局】</p> <p>平成28年3月2日に随意契約審査委員会を開催し、競争性のない随意契約4件について必要性の観点から検証を行った。</p> <p>【地方出先機関】</p> <p>該当する随意契約が発生しなかった。</p>	<p>【本局】</p> <p>審査対象となった4件について、調達の必要性を検証するとともに、随意契約となることが真にやむを得ないものであることを確認した。</p>	—	—	<p>【本局】</p> <p>該当する事案が発生した場合には、随意契約審査委員会を開催し、契約の適否等について事前の審査を実施する。</p>
<p>イ 契約の事後検証の実施</p> <p>公正取引委員会が行う契約について、引き続き、第三者の立場から監視を行うために設置している契約監視委員会において、調達の手続、契約の内容等について外部有識者による検証を実施する。</p> <p>また、契約監視委員会において指摘された事項等は、次回以降の調達において改善を図る。</p>		<p>【本局】</p> <p>平成27年6月及び11月に契約監視委員会を開催し、同委員会において、平成26年度下半期及び平成27年度上半期における調達のうち各委員が抽出した計11件に対し、調達の手続、契約の内容等について外部有識者による検証を実施した。</p> <p>また、今後の調達の参考となるように、同委員会の議事録を作成し、全職員に対し、周知した。</p>	<p>【本局】</p> <p>契約監視委員会において指摘された点について、改善効果が認められた。</p> <ul style="list-style-type: none"> 不要な事務負担となり得る低入札価格調査について、予定価格の設定において市場価格、同種調達の契約金額等のほか、競争による価格低減を踏まえることにより防止できるとの指摘を受けたこともあり、可能な限り、これらの事情等を総合的に勘案して行うこととした以降、低入札価格調査の対象となる案件は発生していない。 一者応札となる原因として、商品によっては短納期であることがその一つとなっているのではないかと指摘を受けたこともあり、審査局用HDD等の調達(単価契約)において、納期等を見直したところ、複数者が入札に参加し、一者応札は解消された。 <p>なお、印刷機器の調達にあって、仕様を最小限の必要機能としたことにより、従来と比較して相当低価格で調達でき、外部有識者に高く評価された。</p>	A	—	<p>【本局】</p> <p>今後も取組を継続する。</p>
<p>(2) 一者応札の解消に向けた取組</p> <p>入札説明書等を取り寄せたが応札しなかった者から意見を聴取し、一者応札となった原因を分析することで次回以降の調達に活用する。</p> <p>なお、財・サービスの特性により供給者が特定一者であるものについては、競争入札の有効性等を慎重に検討し、場合によっては、随意契約として条件、価格等に関する交渉を実施する。</p>		<p>【本局】</p> <p>平成27年度に行った入札のうち一者しか参加しなかった6件について、入札説明書を受け取りに来たが入札に参加しなかった者に対し、入札に参加しなかった理由等を確認するなどして、その原因を分析した。</p>	<p>【本局】</p> <p>このうち1件は年間単価契約であるところ、発注時期が不定期で、発注から納期までが短いという点が不参加の理由と認められたことから、発注から納期までの期間を2週間から1か月に延長したところ、当該案件については、複数者が入札に参加し、一者応札は解消された。</p>	A		<p>一者応札の理由は案件により異なる場合が多く、そのような場合は個々に対応せざるを得ないところ、引き続き、事業者等から意見を聴取し、当該原因を分析することで次回以降の調達に活用する。</p> <p>このうち、今回のような納期が短いという原因が分析できた場合は、仕様においてそのような原因事由がないかを重点的に確認するなどしていく。</p>
		<p>このうち、定期刊行物の購入(単価契約)については、近隣の書店を中心に、幅広く見積り依頼を行うとともに、入札公告後に入札参加を呼び掛けた。</p>			<p>定期刊行物(単価契約)については、各書店は人員上の都合により配達範囲を広げにくいことから、少しでも距離があると敬遠するものと考えられる。</p>	<p>また、定期刊行物(単価契約)については、引き続き、他の書店に幅広く見積り依頼及び入札公告後の入札参加の呼び掛けを行う。</p>

調達改善計画で記載した事項	実施した取組内容		取組の効果	実施において明らかとなった課題等		今後の対応
	平成27年度に開始した取組			目標の進捗状況(※)		
(3) 汎用的な物品・役務における共同調達等 汎用的な物品・役務における共同調達については、既にその大部分で実施しているところ、平成26年度までに実施した14品目を継続して実施するとともに、地方事務所及び支所も含め、引き続き、共同調達の拡大及び品目の増加に努める。		<p>【本局】 法務省等との共同調達について、平成26年度までに実施した14品目を継続して実施するとともに、当該14品目のうちの一つである「事務用品(消耗品)」の品目数を208から215に増やした。 また、書籍等で共通して購入の必要性があるもの(法令の解説本等)はその都度、共同調達を実施した。 【地方出先機関】 北海道事務所において、平成27年4月から、自動車燃料油供給業務等について、公正取引委員会が主幹事となり、札幌高等検察庁等と4官署の共同調達を開始した。 九州事務所において、平成27年4月から、事務用品の購入について、九州地方整備局(出先機関を含む。)と3官署の共同調達を開始した。</p>	<p>【本局】 書籍等の共同調達において、例えば、次のような削減効果が認められた。 ・ 共同調達を行った書籍について、単独で調達した平成26年度と比較し、単価が約12パーセント低減したものがあった。 【地方出先機関】 九州事務所の事務用品については、特に次の2品目で削減効果が認められた。 ・ A4フラットファイル(10冊入り)について、その単価が平成26年度は300円であったところ、平成27年度は220円となり、約27パーセント低減した。 ・ 糊付き付箋について、単価が平成26年度は61円であったところ、平成27年度は52円となり、約15パーセント低減した。</p>	A	<p>【本局】 汎用的な物品・役務における共同調達については、既にその大部分で実施している。 【地方出先機関】 公正取引委員会の地方事務所・支所は他省庁の地方支分部局に比して調達規模が小さいことなどから、共同調達の実施を企図したとしても、他省庁の地方支分部局からの同意が得られ難い。</p>	<p>【本局】 今後も取組を継続する。 【地方出先機関】 共同調達を行う他省庁の地方支分部局が共同調達を行う際には、積極的に参加を希望するなど、引き続き、共同調達の拡大及び品目の増加に努める。</p>
<p>3 その他の取組</p> <p>(1) 調達事務に係る研修、検討会等の実施 調達事務を担当する職員に対し、適正調達の意識向上を図るための研修を実施するほか、調達改善の事例等をイントラネットに掲示する。</p>		<p>【本局】 平成27年4月に新規採用者に対し、5月に地方事務所・支所の会計事務初任者等に対し、9月に調達事務担当者に対し、それぞれ、適正調達の意識向上を図るための研修を実施した。</p>	—	A	—	<p>【本局】 今後も取組を継続する。</p>
<p>(2) 他府省庁等の優良改善事例の研究 他府省庁等において実施され、効果的であった調達改善の事例について、その内容を研究し、公正取引委員会における調達改善の参考とする。</p>		<p>【本局】 内閣官房・内閣府の価格交渉の事例について、成功例と不成功例の違いに着目しつつ、その内容を研究した。</p>	<p>【本局】 成功例の多くは、見積内容の精査又は仕様の見直しを行っていることが認められたことから、まずは見積内容の精査について、公正取引委員会における調達改善の参考とした。</p>	B	—	<p>【本局】 今後も取組を継続する。</p>

調達改善計画で記載した事項	実施した取組内容		取組の効果	実施において明らかとなった課題等		今後の対応
	平成27年度に開始した取組			目標の進捗状況(※)		

○その他の取組(調達改善計画で記載していない事項)

実施した取組内容		取組の効果	実施において明らかとなった課題等	今後の対応
平成27年度に開始した取組				

(※)

A: (定量的な目標) 目標達成率90%以上

(定性的な目標) 計画に記載した内容を概ね実施した取組

B: (定量的な目標) 目標達成率50%以上

(定性的な目標) 計画に記載した内容を部分的に実施した取組、又は実施に向けて関係部局等(自府省庁内の他部局、地方支分部局、他府省庁)との調整を行った取組

C: (定量的な目標) 目標達成率50%未満

(定性的な目標) 何らかの理由によって計画に記載した内容が実施できなかった取組、又は計画に記載した内容の検討を開始するまでにとどまった取組

外部有識者からの意見聴取の実施状況
(対象期間:平成27年4月1日～平成28年3月31日)

外部有識者の氏名・役職【小西彦衛・日本公認会計士協会監事】 意見聴取日【平成27年11月4日及び平成28年6月6日】

外部有識者の氏名・役職【田中辰雄・慶應義塾大学経済学部准教授】 意見聴取日【平成27年11月9日及び平成28年6月6日】

外部有識者の氏名・役職【田辺国昭・東京大学大学院法学政治学研究科教授】 意見聴取日【平成27年11月2日及び平成28年6月6日】

意見	意見に対する対応
<ul style="list-style-type: none"> ○ 随意契約については、業者との信頼関係を保ちながら見積りの精度を上げることが大切である。 ○ 特命随意契約においてより適正な価格での調達とするためには、仕様を検討し、見積りを精査することが重要となる。 ○ 仕様については、業者の言いなりに機能レベルを上げ、結果としてオーバースペックとなるということにならないよう注意が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 随意契約及び特命随意契約について、外部有識者からの意見を踏まえ、取組を継続する。 ○ 仕様について、引き続き、必要以上の機能となって調達コストが上がらないように心掛けていく。
<ul style="list-style-type: none"> ○ システム関係の調達について、システム全体においては安全面の問題から機能レベルを安易に下げられないであろうが、システムの各構成の一部分においては仕様を最小限の必要機能とすることにより調達コストを低減することも不可能ではないであろうから、必要最小限の機能で影響がないような範囲を検討するとともに、競争参加者の増加を図る取組を実施する余地もあろう。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ システム関係の調達において、外部有識者からの意見を踏まえ、システムの安全面の問題等に注意しつつ、調達コストの低減に係る取組を検討する。
<ul style="list-style-type: none"> ○ 調達コストの低減という面からは、競争入札の方法による調達が最善策とは限らない。入札参加が可能な者が限られているような場合であれば随意契約にして価格交渉をした方が効果が期待できることもある。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 外部有識者からの意見を踏まえ、調達コストの低減という目的に照らし、適正かつ適切な調達の方法を検討する。
<ul style="list-style-type: none"> ○ 研修については、効果測定が難しいところであるが、研修受講者に対し、受講後の調達に関する認識の変化等をアンケートしてみるというのも一案であろうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 外部有識者からの意見を踏まえ、効果測定の方法を検討する。
<ul style="list-style-type: none"> ○ これまで継続して調達改善に取り組んできたので、新たな取組の内容は細かいものとなり、どこまでやるかということもあるが、これまでの取組の効果を継続させていくことも大切である。 ○ 全体としては、色々な視点を持って調達改善に取り組んでいると感じられる。これらの取組に対し、特に意見はない。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ これまで実施した取組について、その効果を検証するとともに、効果的な取組は継続して実施する。
<ul style="list-style-type: none"> ○ 調達改善の取組は全省庁共通であるところ、そのノウハウは必ずしも府省庁間で共有されていない。各省庁が個別に行う研修も効果があろうが、全省庁共通の研修があればより効果が期待できると考えるので、本取組の取りまとめ組織に対し、そのような研修の実施等を要請してみてもどうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 内閣官房行政改革推進本部事務局に対し、研修の実施等の要望を伝える。